

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成29年8月14日（平成29年（行情）諮問第330号）

答申日：平成29年9月29日（平成29年度（行情）答申第256号）

事件名：特定個人に対する所得税税務調査に係る閲覧承諾書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定個人に対する特定年月日の所得税税務調査に係る「閲覧承諾書」（特定警察署において、特定個人が税務署に提出した文書）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年5月2日付け特定記号第143号により特定税務署長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その不開示とされた文書の開示を求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

法5条1号（・・・なお個人の権利利益を害するおそれがある・・・）として不開示となったが、害するおそれはないので適用誤りである。

（2）意見書

ア 本件開示請求等について

審査請求人は、本件特定個人の関与税理士であります。特定年月日、所得税税務調査に係る本件特定個人の代理人であります。このことは処分庁は当然に認識しております。本件開示は特定個人の基本的な人権を守るための不可欠の開示請求であります。

本件無予告調査に関し、調査担当の国税職員は、本件請求文書「閲覧承諾書」について、当職からの閲覧要請に対し、税務折衝の度ごとに、「見せられない」「ないから見せられない」、「見せる必要がない」と言を異にしてまいりました。税務調査方法の違法性を覆い隠す意図がうかがい知れます。よって、真実を明らかにするため、本件請求文書開示の審査請求を行ったのであります。

なお、「処分庁の教示の有無及びその内容」欄に「ない。」と記載したが、口頭であると錯覚したものであり、文字記載はあった、お詫びして訂正します。

イ 原処分の不当性について

貴審査会の判断は、” 税務調査を受けたことを前提として——その存否を答えることは—— “，個人情報保護法の趣旨に照らし、及び、国家公務員の守秘義務からの理由でもって、” 本件対象文書の有無を答えること” が不適切として、前述の二つの法律から導き出し、不開示を妥当としている。

しかしながら、本件開示請求は、本件対象文書の存否が問題ではなく、「閲覧承諾書」に何が書かれているのかが問題であり、税務調査の違法性を立証することが特定個人の権利擁護のため、税務調査遂行上、開示は必須である。原処分及び貴審査会の不開示とする結論は不当である。

ウ 結論

上記説明の証拠として、別紙資料を添付し（添付省略）再考を促すものである。速やかに、開示が妥当との諮問を要請する。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求等について

本件開示請求は、処分庁に対して、本件対象文書の開示を求めるものである。

処分庁は、平成29年5月2日付け特定記号第143号により、本件対象文書の存否を答えることにより、特定の個人が調査を受けた事実の有無及び閲覧承諾書を税務署に提出した事実の有無という、法5条1号の不開示情報を開示することとなるとして、法8条の規定に基づき、本件対象文書の存否を明らかにせず不開示請求を拒否する旨の原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分を取り消し、本件対象文書の開示を求めていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

なお、審査請求書には、「処分庁の教示の有無及びその内容」欄に「ない。」と記載されているが、原処分における本人宛の通知には、「この決定に不服のある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に国税庁長官に対して、審査請求をすることができます。」と記載されている。

2 原処分の妥当性について

本件開示請求は、個人を特定した上で、当該特定個人が税務調査を受けたことを前提として、当該特定個人が処分庁に提出した閲覧承諾書の開示を求めるものであり、その存否を答えることは、特定個人が税務調査を受けた事実の有無に加え、特定個人が処分庁に閲覧承諾書を提出した事実の

有無（以下、併せて「本件存否情報」という。）を明らかにするものと認められるため、以下、本件存否情報の不開示情報該当性について検討する。

（１）法５条１号該当性

法５条１号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものについては同号ただし書に該当する情報を除き、不開示情報として規定している。

特定個人が税務調査を受けた事実及び特定個人が処分庁に閲覧承諾書を提出した事実の有無は、特定の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、同号ただし書イの法令により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するとは認められず、同号ただし書ロ又はハに該当する事情も認められない。

したがって、本件存否情報は、法５条１号の不開示情報に該当すると認められる。

（２）法５条６号柱書き該当性の追加について

税務職員は、国家公務員法１００条の守秘義務とともに、国税通則法１２６条により、国家公務員法より重い守秘義務が課せられている。

これは、申告納税制度の下で税務の執行を適正に行うためには、納税者等の信頼と協力を得ることが必要であり、もし、税務職員が職務上知り得た秘密を他に漏らすとすれば、納税者等と国税当局との信頼関係が損なわれ、納税者等は安んじて税務職員に対して自己の秘密を開示しなくなり、ひいては、適正かつ公平な課税の実現が困難となって、申告納税制度を基本とする税務行政の運営に重大な支障を及ぼすことになりかねないからである。

したがって、本件存否情報を明らかにした場合には、申告納税制度を基本とする我が国において、国税当局に対する信頼を失墜させ、納税者等の理解と協力が得られない事態を招き、当庁が行う事務の適正な遂行に重大な支障を及ぼすおそれがあると認められることから、本件存否情報は、法５条６号柱書きの不開示情報に該当すると認められる。

３ 結論

以上のことから、本件対象文書の有無を答えることは、法５条１号及び６号柱書きの不開示情報を開示することとなるため、法８条に基づき、本件対象文書の存否を明らかにせず、開示請求を拒否した原処分は妥当である。

第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成２９年８月１４日 諮問の受理

- | | |
|----------|-------------------|
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年9月6日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ④ 同月19日 | 審議 |
| ⑤ 同月27日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その存否を答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することとなるとして、法8条の規定に基づき、その存否を明らかにせずに開示請求を拒否する決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分を取り消し、本件対象文書の開示を求めているところ、諮問庁は、法の適用条項に、法5条6号柱書きを追加した上で、原処分を妥当としていることから、以下、存否応答拒否の妥当性について検討する。

2 存否応答拒否の妥当性について

(1) 本件開示請求は、特定個人を特定した上で、当該特定個人に対する所得税の税務調査に係る閲覧承諾書の開示を求めるものであり、その存否を答えることは、特定個人が税務調査を受けた事実の有無に加え、特定個人が特定税務署に閲覧承諾書を提出した事実の有無（本件存否情報）を明らかにすることとなる。

(2) 本件存否情報は、法5条1号本文前段に規定する特定の個人を識別することができる情報であると認められる。そして、これは、同号ただし書イの法令により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するとは認められず、また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

したがって、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否すべきものと認められる。

なお、行政文書開示請求制度は、請求の目的いかんを問わず何人に対しても等しく開示をするものであるから、開示・不開示の判断に当たっては、本人からの自己情報についての開示請求である場合も含め、開示請求者が誰であるかは考慮されないものである。このため、法の下においては、審査請求人が特定個人の関与税理士であるといった事実は、開示・不開示の判断を左右するものではない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定について、諮問庁が当該情報は同条1号及び6号柱書きに該当することから開示請求を拒否すべきとしていることについては、当該情報は同条1号に該当すると認められるので、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子